

(個人企業経済調査)

## 審 査 メ モ

**I 個人企業経済調査（基幹統計調査）の変更****1 今回申請された変更**

総務省は、平成31年度以降に実施する個人企業経済調査（以下「本調査」という。）について、調査対象の範囲、報告を求める者（以下「報告者」という。）の数、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）、報告を求める方法（以下「調査方法」という。）及び報告を求める期間（以下「調査時期」という。）など、調査計画全般について、以下のとおり変更する計画である。

- (1) 調査の目的及び調査対象の範囲の変更 ⇒ ほぼ全産業に拡大
- (2) 報告者数及び選定方法の変更 ⇒ 37,000 に拡大、ローテーション・サンプリングの導入
- (3) 調査方法の変更 ⇒ 民間委託による郵送・オンライン調査の導入
- (4) 調査時期（周期及び実施時期）及び調査事項の変更 ⇒ 年次調査への一本化
- (5) 集計事項の変更 ⇒ 都道府県集計の新設
- (6) 調査結果の公表期日の変更 ⇒ 精度を確保した慎重な集計

**(1) 調査の目的及び調査対象の範囲の変更**

「製造業」、「卸売業、小売業」及び一部のサービス産業に限定されていた調査対象の範囲を、おおむね全産業に拡大する。これに合わせて、調査の目的も変更する。

**(審査状況)**

ア 本調査は、以前から個人企業が多数存在する産業分野であることなどを踏まえ、一部の産業のみを調査対象にしていた。

今回、個人企業の全体的な状況把握や、産業ごとの比較をより広範に行うことを可能とするため、調査対象の範囲を、ほぼ全産業に拡大（別添 1 参照）するとともに、この変更に伴い、調査対象の範囲を限定的に記載している調査の目的についても、下表のとおり、変更する計画である。

表 調査の目的の変更

現 行	変更（案）
製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。	個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。

また、本調査の調査対象の範囲は、従来、選定された事業所を対象としていたが、主たる事業所又は本所となる事業所に変更する計画である。

イ これについては、本調査の一層の利活用に資するものであり、おおむね適当と考えるが、範囲設定の考え方や効果等について確認する必要がある。

また、本調査が、基幹統計調査として、報告者に報告義務を課すことになる観点から、本調査で用いられている「個人企業」の定義・範囲についても確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の変更によって、引き続き調査対象としない業種と、調査対象としない理由は何か。また、変更により、どのような効果が見込まれるか。
- b 「事業所」単位の調査から、「個人企業」単位の調査に変更する理由は何か。また、この変更に伴い、どのような影響・効果等が生じるのか。
- c 本調査における「個人企業」とは、どのような定義・範囲のものか。

(2) 報告者数及び選定方法の変更

- ① 調査対象の範囲を拡大することに伴い、標本設計を見直し、報告者数を、約3,700から約37,000に拡大する。

(審査状況)

ア 本調査では、これまで、報告者を抽出する際の層化基準として、地方・都市階級別を用い、結果として、約3,700の報告者に回答を求めていた。しかし、調査対象の範囲の拡大に伴い、層化基準を都道府県・産業分類・売上高階級別に変更する等、標本設計の見直し・再計算を行った結果、報告者数を約37,000に拡大する計画である。

イ これについては、より詳細な集計を高い精度で行おうとするものであり、適当と考えるが、標本設計の詳細と、その理由等を確認する必要がある。

(論点)

- a 新たな標本設計の内容は、どのようなものか。  
(層化基準の詳細、そのように設定した理由、及び層ごとに想定される報告者数の情報を含む。)
- b 報告者の数が極端に少ない階層が発生する可能性がないか。

- ② 報告者数の大幅な拡大に伴い、全ての報告者を毎年交替させる方法を改め、調査期間を3年とした上で、毎年3分の1ずつ交替させるローテーション・サンプリングを導入する。

(審査状況)

ア 本調査は、これまで、1年に計5回(動向調査4回、構造調査1回)の報告を求めることから、報告者の記入負担を考慮し、調査期間を1年とし、毎年、全ての報告者を交替させる対応をとってきた。

しかし、報告者数を37,000にした後も同様の対応を取ろうとした場合、次のような支障が考えられる。

- ① 全ての報告者の一斉交替による断層発生への懸念がある。
- ② 今回の変更により、報告者数が10倍になり、短期間での一斉交替が調査実務上困難  
そこで、調査期間を3年（報告回数は計3回）とした上で、毎年3分の1ずつ報告者を入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する計画である。

イ これについては、統計委員会が「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」の中で取りまとめた「標本交替による断層への対応」の一つとして、ローテーション・サンプリング導入を掲げていることを踏まえたものでもあり、統計の正確かつ安定的な作成・提供の観点から適当と考えるが、ローテーション・サンプリング導入に向けた具体的な対応方法について確認する必要がある。

#### （論点）

- a 平成31年度以降、ローテーション・サンプリングの導入が完了するまでの3年間の移行期間には、どのような措置を講じるのか。
- b 報告者は、3年間継続して回答が求められることとなるが、回収率を確保するため、どのような負担軽減措置等を検討しているのか。
- c 3年間の途中で廃業や法人化などにより脱落が生じた場合には、どのような対応を取るのか。
- d 毎年の母集団名簿の整備・管理は、どのように行うのか。
- e ローテーション・サンプリングの導入に際して、継続標本による参考値の作成・提供も予定しているのか。

### （3）調査方法の変更

都道府県経由の調査員調査を取りやめ、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する。

#### （審査状況）

ア 総務省は、報告者数の拡大に伴い、都道府県経由の調査員調査から民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する計画である。

イ これについては、都道府県職員及び統計調査員の業務負担を大幅に増やすことが極めて困難な状況である一方、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、民間事業者の効果的かつ適正な活用が求められている<sup>（注）</sup>ことを踏まえたものであり、おおむね適当と考えるが、第Ⅱ期基本計画に列挙された留意点に即して、民間事業者活用に当たっての効果や影響等について確認する必要

がある。

(注) 第Ⅱ期基本計画(抄)

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

(中略)

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。(略)これについては、調査結果の精度や回収率を確保するための方策が講じられているか等について確認する必要がある。

(論点)

a 総務省と民間事業者との間で、どのような役割分担が想定されているか。

b 民間事業者を活用する際の留意点

第Ⅱ期基本計画において、民間事業者を活用する際に留意すべき事項とされている以下の①～④について、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長会議等会議申合せ)等を踏まえ、どのような対応を検討しているか。

**① 統計の品質の維持・向上**

- ・ 調査員調査の取りやめにより、調査への協力依頼、記入漏れや誤りなどの記入上の疑義等に対して、今までのような手厚い対応が行われなくなると考えられるが、民間委託による郵送・オンライン化移行後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか。
- ・ 集計は、どのような手順で行われるか。総務省は、結果精度の維持の観点から、集計業務において、どのような関与を予定しているか。

**② 報告者の秘密保護**

- ・ 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。

**③ 信頼性の確保**

- ・ 民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定しているか。

**④ 民間事業者の履行能力の確認**

- ・ 民間事業者の履行能力は、どのような方法で、確認することを想定しているか。

c オンラインでの回答を促進するため、調査票配布時や記入時にどのような措置を講じるのか。

#### (4) 調査時期（周期及び実施時期）及び調査事項の変更

- ① 動向調査（四半期調査）と構造調査（年次調査）を統合し、年次調査に一本化する。
- ② 調査の実施時期を「5月20日～6月末」にする。
- ③ 調査票の統合に伴い、調査事項も整理する（別添2参照）。

##### （審査状況）

ア 調査の統合・一本化については、①調査対象範囲の拡大による報告者数の大幅な増加により、調査実務上の負担及び報告者の記入負担の両面から四半期調査の維持が困難であること、②調査結果の利活用を勘案したものであり、適当であると考え。

イ 実施時期について、従前の構造調査の3月実施から6月前後とすることについては、経済センサス - 活動調査や他の年次調査の実施時期も勘案し、経理事項を含めた調査事項について調査を行うのに適切な時期であると考えられることから、おおむね適当であると考え。

ウ 調査事項については、調査結果の利活用、調査事項の必要性及び報告者負担の軽減それぞれの観点を勘案したものであり、おおむね適当と考える。

エ ただし、①四半期調査を廃止することによる利活用面での影響、②ニーズを勘案した調査事項の設定についての考え方、③報告者が重複する他の基幹統計調査との役割分担等について確認する必要がある。

##### （論点）

###### 《調査時期の変更》

- a 四半期調査を取りやめることにより、利活用面に影響・支障は生じないか。
- b 3月調査を6月調査に変更する理由は何か。
- c 変更後の初回調査は、平成31年6月に前年（平成30年）の実績を把握することを目的に実施することが想定されている。一方、現行の最後の構造調査は、平成31年3月に同じ前年（平成30年）の実績を把握するために実施される。  
このため、調査変更の過渡期において、調査内容に重複が発生すると思われるが、現行の構造調査の最終回を行う必要性は何か。

###### 《調査事項の整理》

###### 〔総論〕

- d ①継続して把握する調査事項、②取りやめる調査事項、③新設・変更する調査事項、それぞれどのような判断基準に基づく結果なのか。
- e 経理事項について、報告者負担の軽減に資するような調査票の設計になっているか（納税申告書から容易に転記ができるかなど）。

## 〔各論〕

- f 調査票第1面「5」の「上記の主な事業以外に事業収入はありますか」（有無のみで、事業内容までは報告を求めない）については、どのような利活用を想定しているのか。副次的な事業についても把握する必要があるのであれば、事業内容及び額の把握も検討すべきではないか。
- g 調査票第3面の「10 設備取得状況」の欄において、「設備を取得した主な時期は第何四半期ですか」という項目を追加することで、四半期調査を取りやめることに伴う情報の減少をある程度補うことができるのではないか。
- h 前回の諮問に係る答申（統計審議会諮問第275号の答申（平成13年11月9日付け統審議第9号））の際に、「電子商取引」の状況把握が「今後の課題」として指摘されているが、その後の検討状況はどのようになっているか。近年の決済手段の多様化により、その必要性が高まっているのではないか。

## 《他の基幹統計調査との関係》

- i 工業統計調査、商業統計調査など、年次で実施され、報告者が重複する他の調査との役割分担・重複は正措置について、検討していることはあるか。
- j 経済センサス-活動調査の実施年には、調査の実施期日が近接することが想定されるが、報告者負担の軽減の観点から何らかの対応は考えているか。

## （5）集計事項の変更

新たに都道府県別集計を行うとともに、調査事項の変更に伴う集計事項の見直しを行う。

### （審査状況）

ア 総務省は、調査対象となる産業及び報告者数の拡大に伴い、情報量が大幅に増えることを踏まえ、新たに都道府県別集計を行う計画である。

また、調査事項の変更に伴い、所要の見直しを計画している。

イ これについては、本調査結果の利活用の向上に資することから適当と考えるが、都道府県別の集計結果を安定的に公表できるかどうか確認する必要がある。

また、未諮問基幹統計審議の論点であるニーズに即した統計の作成・提供の状況についても、併せて確認する必要がある。

### （論点）

a 都道府県別集計について、将来的には時系列比較を行う必要性が生じるが、その際に想定される結果数値の振れの扱いについて、現時点で何らかの対応を考えているか。

また、都道府県集計を詳細化することで、秘匿値が多く発生することが懸念されるが、

集計はどのような区分で行うのか。

- b 今回の見直しに伴い、集計事項はどのように整理されているか。ニーズに対応した統計の作成となっているか【未諮問基幹統計としての確認】

## (6) 調査結果の公表期日の変更

調査票の統合及び調査時期の変更に伴い、公表時期を変更する。

現 行	変 更 案
〔動向調査票〕各期末の3か月後	調査実施翌年の3月まで
〔構造調査票〕毎年9月中旬	

(注) ただし、変更直後の平成31年度の調査結果については、31年度及び32年度の2年分の調査結果を基に、比較・分析し公表内容等について検討する必要があることから、32年12月(調査実施の約1年半後)

### (審査状況)

これまでの構造調査は、調査の終了後、およそ4か月で公表されていたところ、新しい計画では、調査の終了後、9か月以内に公表することが予定されている。

処理を要する情報量が大幅に増加するとともに、調査員調査から郵送・オンライン調査に変更する中、正確な回答を確保し、精度の高い統計の提供を維持するためには、やむを得ないと考えられるところであるが、変更後の初回調査に当たる平成31年度の調査結果については、調査の終了後、約1年半後に公表されることとされている。

今回の申請が、本調査結果の一層の利活用に資するための変更とされているだけに、計画されている公表時期によって、利活用支障が生じないのか確認する必要がある。

### (論点)

#### 《平成31年度の調査について》

- a 平成31年度調査の結果公表について、調査実施の約1年半後としなければならない理由(2年分の調査結果を比較・検証する必要性についての説明を含む。)は何か。
- b 本調査の集計スケジュールと想定される主な利活用の時期を併記した表により、平成31年調査の集計時期が、利活用上支障がないことを示されたい。

#### 《平成32年度以降の調査について》

- c 本調査の集計スケジュールと想定される主な利活用の時期を併記した表により、基本的に予定している集計時期(調査実施翌年の3月まで)が、利活用上支障がないことを示されたい。

## 2 統計審議会諮問第 275 号の答申（平成 13 年 11 月 9 日付け統審議第 9 号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計審議会（当時）の諮問第 275 号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

### (1) 電子商取引の状況についての把握

本調査では、近年における情報化の進展を踏まえ、今回の改正において「パーソナルコンピュータの使用の有無」及び「インターネットへの接続の有無」について調査する計画である。個人企業における情報化の状況をより的確に把握するためには、これに加えて電子商取引の状況について調査することが望まれるが、現状では、事業主において高齢者が多いこと等からみて個人企業における電子商取引の実績は少ないものと考えられる。しかしながら、個人企業においても、情報化が一層進展する可能性があることから、個人企業における電子商取引の状況の把握については、今回調査から調査することとなったインターネットの利用状況等を踏まえ、今後、検討する必要がある。

### (2) 郵送調査等の調査方法の導入

本調査については、統計調査員による調査員調査として実施されているが、調査対象の協力を得つつ効率的な統計調査を実施する観点から、今後、他の統計調査における例も参考にしながら、例えば、一部の調査客体について郵送調査を導入すること、調査票の配布・収集の一方を郵送調査で行うこと等の方法も含め、郵送調査導入の可能性について検討する必要がある。また、これと併せて、個人企業における情報化の進展状況を踏まえ、今後、インターネット等を活用した電子的手段による調査導入の可能性についても検討する必要がある。

### (審査状況)

上記の課題については、それぞれ今回の調査計画の変更に係る審議の中で確認することとしたい。

- 「電子商取引の状況についての把握」 → 「(4) 調査事項の変更」の中で確認
- 「郵送調査等の調査方法の導入」 → 「(3) 調査方法の変更」の中で確認



## II 個人企業経済統計（基幹統計）の指定の変更

ア 「個人企業経済統計」（以下「本統計」という。）は、現在、商工業部門及び一部のサービス業部門の個人企業に係る経営の実態を明らかにすることを目的とする特に重要な統計として、統計法第2条第4項第3号に規定する「基幹統計」に指定されている。

イ 今般、本統計を作成するために行われている「個人企業経済調査」について、前記Iの1（1）記載のとおり、調査対象産業の拡大が計画されており、これに伴い、本統計の作成対象となる範囲も拡大される。

そこで、本統計に係る指定内容のうち、統計の作成対象となる産業を限定列挙している作成目的の部分について、下表のとおり改正することとしたい。

表

現 行	変更案
製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。	個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。

(参考)

○現行の公示内容（平成26年3月27日総務省告示第113号）

名称	作成目的	作成者	作成方法
個人企業 経済統計	製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

個人企業経済調査 調査対象の範囲

JSIC(ver13)

大分類	中分類	小分類	変更後	変更前	
A 農業、林業			×	×	
B 漁業			×	×	
C 鉱業、採石業、砂利採取業			×	×	
D 建設業			○	×	
E 製造業			○	○	
F 電気・ガス・熱供給・水道業			×	×	
G 情報通信業			○	×	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業		×	×	
	43 道路旅客運送業		○	×	
	44 道路貨物運送業		○	×	
	45 水運業		○	×	
	46 航空運輸業		×	×	
	47 倉庫業		○	×	
	48 運輸に附帯するサービス業		○	×	
	49 郵便業(信書便事業を含む)		○	×	
I 卸売業、小売業			○	○	
J 金融業、保険業	62 銀行業		×	×	
	63 協同組織金融業		×	×	
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		○	×	
	65 金融商品取引業、商品先物取引業		○	×	
	66 補助的金融業等		○	×	
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)		○	×	
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業		○	×	
	69 不動産賃貸業・管理業		○	×	
	70 物品賃貸業		○	○	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関		○	×	
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)		○	×	
	73 広告業		○	○	
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	740 管理、補助的経済活動を行う事業所(74技術サービス業)		○	×
		741 獣医学		○	×
		742 土木建築サービス業		○	×
		743 機械設計業		○	×
		744 商品・非破壊検査業		○	○
		745 計量証明業		○	○
		746 写真業		○	×
749 その他の技術サービス業		○	×		
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業		○	○	
	76 飲食店	760 管理、補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)		○	○
		761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)		○	○
		762 専門料理店		○	○
		763 そば・うどん店		○	○
		764 すし店		○	○
		765 酒場、ピヤホール		×	×
		766 バー、キャバレー、ナイトクラブ		×	×
		767 喫茶店		○	○
		769 その他の飲食店		○	○
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業		○	○	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業		○	○
		79 その他の生活関連サービス業	790 管理、補助的経済活動を行う事業所(79その他の生活関連サービス業)		○
791 旅行業				○	○
792 家事サービス業				×	×
793 衣服裁縫修理業				○	○
794 物品預り業				○	○
795 火葬・墓地管理業				○	○
796 冠婚葬祭業				○	○
799 他に分類されない生活関連サービス業				○	○
80 娯楽業			○	×	
O 教育、学習支援業			○	×	
P 医療、福祉	83 医療業	830 管理、補助的経済活動を行う事業所(83医療業)		○	×
		831 病院		×	×
		832 一般診療所		×	×
		833 歯科診療所		×	×
		834 助産・看護業		○	×
		835 療術業		○	×
		836 医療に附帯するサービス業		○	×
	84 保健衛生		○	×	
	85 社会保険・社会福祉・介護事業		○	×	
	Q 複合サービス事業	86 郵便局		○	×
87 協同組合(他に分類されないもの)			×	×	
88 廃棄物処理業			○	×	
R サービス業(他に分類されないもの)	89 自動車整備業		○	○	
	90 機械等修理業(別掲を除く)		○	○	
	91 職業紹介・労働者派遣業		○	○	
	92 その他の事業サービス業		○	○	
	93 政治・経済・文化団体		×	×	
	94 宗教		×	×	
	95 その他のサービス業		○	×	
	96 外国公務		×	×	
	S 公務(他に分類されるものを除く)			×	×
T 分類不能の産業			×	×	

[凡例]   計画変更後も調査対象とならない産業  
  計画変更に伴い、新たに調査対象に追加された産業

調査事項の整理一覧

	現 行	変更案	変更内容	変更理由
構造調査票	—	1 名称及び電話番号	【新規追加】	・調査対象は原則3年間(3回)続けて調査依頼をすることから、誤った名称や所在地等に郵送し続けることを避けるため、最新の情報に更新する必要があるため。
	—	2 所在地	【新規追加】	—
	6 事業主の年齢	3 事業主の男女の別及び年齢	男女別を追加	・男女別統計に対応するため。
	7 後継者の有無	4 後継者の有無	—	—
	—	5 主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無	【新規追加】	・調査時点において母集団からの産業間移動の有無を確認するため。 ・また個人企業における事業の多角化の状況の分析に資するため。
	8 売上金額及び仕入金額	6 売上金額及び仕入金額	—	—
	9 棚卸高	7 棚卸高	—	—
	10 営業経費	8 営業経費等	・「賃貸料」を削除 ・「専従者給与」の新規追加	・記入者負担を考慮し、確定申告書類から転記可能な項目のみとするため。 ・利活用(混合所得推計への利用)を踏まえ、専従者給与を新たに把握する。
	—	9 受託の状況	【新規追加】	・製造業だけでなく、サービス業などでも自社で企画して行っている事業以外の事業が相対的に増えているものと見受けられ、売上高等との分析に資するため。
	11 設備投資	10 設備取得状況	設備投資額から新品・中古の設備取得額に変更	・記入頻度が低く、精度確保が困難なことから項目別の把握の取りやめ。 ・中古設備取得が多いことが想定されることから、新規・中古合わせた個人企業全体の設備投資額の分析に資するよう、中古設備取得額の把握をする。
	12 従業者数及び給料賃金	11 従業者数	・男女別を追加 ・常用雇用の「うち パート・アルバイト」を削除 ・従業者区分別の給与賃金を削除	・男女別統計に対応するため。 ・記入者負担を考慮し、常用雇用の「うち パート・アルバイト」を統合して簡素化。 ・「従業者数」と比較し記入頻度が低く記入者負担が大きいものと見受けられること、また、「8 営業経費等」においては確定申告書類から転記可能な項目のみとしたことを踏まえ記入者負担を考慮し、削除。
	13 従業者の採用・離職状況	12 従業者の採用・離職状況	—	—
	4 チェーン組織への加盟の有無	13 チェーン組織への加盟の有無	—	—
	14 パーソナルコンピュータの使用の有無	14 パーソナルコンピュータの使用の有無	—	—
	2 営業(操業)日数及び時間	15 営業(操業)日数及び時間	営業(操業)日数を実数記入から選択肢を選ぶ方式に変更	・営業(操業)日数の記入頻度が下一桁「0」の記入が多いことを踏まえ、記入者負担を考慮し、設問設定方法の改善。
	3 営業用土地・建物の所有形態	16 営業用土地・建物の所有形態	—	—
	—	17 営業用建物と自宅用建物の別	【新規追加】	・個人企業では、1階が事業所で2階が自宅など、自宅と事業所の切り分けがあいまいな場合が想定されることから、実態の把握のため。
	15 事業経営上の問題点	18 事業経営上の問題点	—	—
	16 今後の事業展開	19 今後の事業展開	—	—
	17 法人化の予定	20 法人化の予定	—	—
1 開設時期	—	《削除》	記入者負担を考慮し、削除。経済センサスのデータを活用する。	
5 納税申告の形態	—	《削除》	帳簿の保存が義務づけられたことにより、納税申告の形態を把握する必要性が低くなったため。	
18 営業上の資産及び負債	—	《削除》	個人企業の多くは現預金にて操業しており、詳細把握の必要性も低く、固定資産(負債)の一律把握も難しいことから、記入者負担を考慮し削除。	
動向調査票	《営業状況に関する判断》 1 業況 2 売上の状況 3 営業利益の状況 4 製品・商品・原材料の在庫状況 5 資金繰りの状況 6 今期の雇用状況 《従業者数》 7 従業者数 《経理事項》 8 売上金額及び仕入金額 9 棚卸高 10 営業経費 11 給料賃金 12 設備投資		調査票としては廃止 ただし、従業者数及び経理事項については、項目としては、新調査票において、内容を見直した上で引き続き把握	<p>【凡例】</p> <p><span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span> 新規追加</p> <p><span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> 変更</p> <p><span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue; border:1px solid black;"></span> 削除</p>